

第145回米子市農業委員会農地部会議事録

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 招集年月日 | 平成29年4月10日(月) |
| 招集場所 | 米子市役所旧庁舎 603会議室 |
| 開 会 | 午後1時30分 |
| 出席委員 | 1番 生田 英夫委員 3番 友森 一夫委員 4番 吉澤 一誠委員 5番 安達 卓是委員 6番 森中 喜輝委員 7番 田口 正廣委員 8番 仲本 悟 委員 9番 小林 秀美委員 10番 新納 勝美委員 11番 矢倉 篤實委員 12番 山中 春夫委員 13番 井田 律子委員 14番 松林 貢委員 15番 大縄 敬次委員 16番 高橋 敦美委員 17番 三島 通政委員(部会長) |
| 欠 席 | 2番 森田 正敏委員 |
| 事 務 局 | 高西会長 池口事務局長 宅和事務局長補佐 河野主幹 山本主幹 長谷川主任 |
| 日 程 | 1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答 について |

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時45分

議長（三島委員）

現地調査に引き続き、第145回農地部会を開きます。

そういたしますと、最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。それでは、議席番号1番の生田委員と議席番号3番の友森委員にお願いしたいと思います。森田委員は体調不良で欠席です。

それでは、審議に入ります。初めに、3ページの議案第1号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ番号1の大篠津町について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号1の大篠津町について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は平成17年頃、JR境線の線路の変更で生じた残地が小さくて耕作できないため、隣接耕作者に売却したいと申し入れたものです。取得後の経営面積は56アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

事務局（河野主幹）

安達委員に調査をお願いしていましたが。

議長（三島委員）

まだ、来られてないようなので、この件は、また後ほど。

続きまして、番号2の尾高について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号2の尾高について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢により耕作困難となり、以前からこの土地を欲しいと言っていた隣接耕作者に売買しようとするものです。取得後の経営面積は99アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

16番（高橋委員）

事務局の説明のとおりです。譲渡人が高齢で耕作困難になったとのことで、隣接農地耕作者が農地1,873平米を売買で取得しようとするものです。取得後は野菜を作られる予定です。現地は、きれいに耕作管理されていきました。許可要件については、別に問題ないと思えますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

これは、〇〇のあれか。〇〇の関係の。

事務局（宅和局長補佐）

はい。〇〇が立ち上げた農業専門の会社です。

高西会長

場所はどのあたりになる。

事務局（長谷川主任）

〇〇の周りの辺りです。

高西会長

最初、駐車場や庭を作るとかあったけど止めになって、農地がどうかと言っていたあれに続くところか。

事務局（長谷川主任）

観光道路から〇〇に入っていく道を上っていくと、〇〇の手前に田がありまして、そこになります。道路を挟んで両方です。

高西会長

わかった。

議長（三島委員）

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

安達委員さんがお見えになりましたので、先ほどの1番についてお願いします。

5番（安達委員）

遅くなってすみませんでした。

この案件は、米子空港の滑走路延長に伴いまして、JR境線が迂回することになったため、残地ができました。残地は狭く進入路の確保もできないため、隣接農家が農地11.62平米を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろ

しく申し上げます。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号3の福万について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号3の福万について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が申請地を所有していましたが、平成6年に都合により兄二人に売却いたしました。今回、兄が亡くなり、おいが相続した持ち分2分の1を買い戻して耕作しようとする申請に至りました。もう一人の共有者は、本申請について同意をしており、また、江府町に住んでおり、また高齢であるため、耕作を全て譲受人に任す旨の同意書も受理しています。取得後の経営面積は44アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

16番（高橋委員）

事務局から言われたとおりで、譲受人が昔、経済的に困っていたときに、現在の所有者に売却しましたが、今般その農地を買い戻して耕作したいということで、農地1,067平米の持ち分2分の1を売買により取得するものです。現地も適切に管理されておりました。特に問題はありませぬのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決したいと思います。異議の無い方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ番号1の蚊屋について、審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（仲本委員）

場所は蚊屋です。米子松陰に行く道路沿いの土地です。申請人は、家族3人でアパートで生活していますが、将来の事を考え、実家に隣接する母親の土地に住宅を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。駅から500メートル以内で第2種農地に該当するものと思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号2の蚊屋について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（仲本委員）

先程現地調査した場所です。山陰道の下にあります。業務拡大のため駐車場、資材置場にすることで今回の申請になっております。土地改良区、実行組合、隣接耕作者の同意もあり、農地区分としては第3種農地に該当すると思われます。インターチェンジから300メートル以内の場所です。以上です。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

6番（森中委員）

いいですか。第3種というのは、以前何かあって第3種になっておるとのことかな。

事務局（山本主幹）

申請地が、出口から300メートル以内にあるということで、そこが第3種農地と定められております。

6 番（森中委員）

それで3種になるわけか。駅から500メートル以内が2種で。

事務局（山本主幹）

そうです。

6 番（森中委員）

インターチェンジだったら300メートル以内でいいわけか。

事務局（山本主幹）

はい。

議長（三島委員）

他にございませんか。

高西会長

これは、〇〇個人で持とって、会社に売ったってことか。

事務局（山本主幹）

貸すような形です。

議長（三島委員）

他にございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号3の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

3 番（友森委員）

今日行った最初のところです。申請地は夜見町の畑で面積は1,089平方メートルです。申請者は、平成28年12月にも隣接地で駐車場の申請を出されましたが、会社のトラックが96台、トレーラーヘッドが56台、トレーラーが40台と大変多く車両を持っており、敷地が足りない状況であるため、隣接地に駐車場の整備を計画したものです。土地改良区、実行組合の同意もあります。申請地はおおむね

10ヘクタールの規模の一段の区域内にあるため、第1種農地に該当すると思われます。駐車場であるため開発許可は不要です。転用については問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号4の奥谷について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

14番（松林委員）

4番について説明します。申請人は、申請地の奥に住宅を買われましたが、進入道路が狭いために申請地を道路として利用しようと転用が出たものです。実行組合の同意もありますし、他の農地区分に該当しない農地で小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。道路なので開発許可は必要ありません。転用については問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号5と6の中島1丁目について審議します。

地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（吉澤委員）

5番と6番をまとめて説明します。申請地は、中島1丁目の畑で面積は合わせて276平方メートルです。申請者は、一般廃棄物の運搬・収集をしておりますが、何か所もあります廃棄物仮置場が足りなくなってきたために、本社に近い申請地に資材置場を計画したものです。隣接耕作者、土地改良区、実行組合の同意もあります。申請地は、用途地域が定められている区域であるため、第3種農地に該当すると思われます。資材置場での利用なので開発許可は不要です。転用については問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。
そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。
続きまして、番号7の奥谷について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

1 4 番（松林委員）

申請人が建築業をやっておりまして、本社が大崎にあるということで、伯耆町や南部町に行くときに便利なこの土地に資材置場を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅・公共施設が連たんする区域内にあるため、第3種農地に該当するものと思われます。資材置場ということで開発許可については不要です。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。
そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。
続きまして、番号8の両三柳について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

1 5 番（大縄委員）

2番目に見たところです。申請地は、両三柳の田で、面積は1, 456平方メートルです。申請者は、冠婚葬祭などの事業をされておりますが、来場者の駐車場が不足していることから、既存の駐車場に隣接している農地に駐車場の整備を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者、実行組合の同意もあります。三本松駅から500メートル以内にある農地であるため、第2種農地に該当するものと思われます。駐車場なので開発許可は不要であることを確認しております。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

4 番（吉澤委員）

いつも賃料のことを言うのですが、月〇〇っていうのはこれは本当なんですか。こういうのが非常によく目に付いて何回も言うのだけど

も。それと、工事期間が11月30日までと、これなんか随分ゆっくりしてるなど感じますが、何か理由があるのですか。

15番（大縄委員）

これは、田んぼですので、今年の作付が終わってからだと思います。

高西会長

結局、埋め立てて道路の高さにしないといけないですね。それから、借地料が高いなと思われましたか、安いなと思われましたか。

4番（吉澤委員）

ひと月〇〇ですからね。非常に高いんじゃないですか。

高西会長

わたしはそうは思いませんよ。大体、月に坪〇〇円です。売買すると坪〇〇です。そこまで高いとは感じなかったですけどね。

7番（田口委員）

坪単価でいうとそんなに高いことはないです。〇〇円切っています。

14番（松林委員）

その位はします。土地が大きいので。

4番（吉澤委員）

はい、わかりました。

議長（三島委員）

そういたしますと、採決したいと思います。異議の無い方は挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号9の淀江町佐陀について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（生田委員）

9番について説明します。申請地は淀江町佐陀の畑で面積は977平方メートルです。申請人は、親が所有している畑を借り、また、隣地を売買で取得し、申請地に共同住宅の建築を計画したものです。申請地は、水道管・下水管が埋設されている道路に面し、500メートル以内に2以上の医療施設があることから、第3種農地に該当すると思われます。本件は、開発許可が不要であることを確認しております。

転用については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号10の淀江町小波について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（生田委員）

3番目に現地調査した場所です。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町小波の畑で面積は667平方メートルです。申請人は、県道を挟んで申請地の北側で一般廃棄物処理事業を行っておりますが、事業用車両置場が狭くなってきたことから、申請地に駐車場の整備を計画したものです。申請地の西側には県の土地があり、先々そちら側に拡張することも検討しているとのこと。申請地は他の農地区分に該当しない農地で中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当するものと思われまます。開発許可についても不要であることを確認しております。転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

高西会長

ちょっと悪いけど、うっかりして聞くこと忘れていました。5条の9番でねえ、土地売買で〇〇と賃料が年〇〇円とこれは、面積はどんな具合ですか。

事務局（長谷川主任）

賃料は、今回、親の土地に建てるとということで、固定資産税相当額で契約するというのを聞いております。

高西会長

ということは、土地の売買代金〇〇で買う土地は誰が持っておられて、誰が買いますか。

事務局（長谷川主任）

議案の方を書いてありますけども、〇〇さんの土地を買って、お父さんの土地を借りて建てるという形です。

高西会長

ああ、もっとよくわかるように書いておいてください。

事務局（池口局長）

はい。すみません、気を付けます。

議長（三島委員）

続きまして、議案第3号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

今月は、利用権設定が55件ございます。所有権移転が1件あります。それでは、利用権設定各筆明細について、11ページ番号4-1と4-2について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

（大縄委員退席）

そういたしますと、番号4-1と4-2について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

11ページ番号4-1から番号4-2は、再設定です。

番号4-1から番号4-2は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思っております、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定と

いたします。

審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

(大縄委員着席)

続きまして、番号4-3から4-4を一括して審議いたします。この案件の当事者である吉澤委員の退席を求めます。

(吉澤委員退席)

そういたしますと、番号4-3と4-4について事務局から説明をお願いいたします。

事務局(河野主幹)

番号4-3から番号4-4は、再設定です。

これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長(三島委員)

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思えます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

審議を終了しましたので、吉澤委員の着席を求めます。

(吉澤委員着席)

議長(三島委員)

続きまして、番号4-5から13ページ番号4-16まで一括審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局(河野主幹)

11ページ番号4-5から番号4-6は、借受人の要望による貸し付けです。12ページ番号4-7から4-11は再設定です。13ページ番号4-12は借受人の要望による貸し付けです。番号4-13から番号4-16は再設定です。以上、番号4-4から番号4-16は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長(三島委員)

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、15ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号4-1から23ページ番号4-39まで、一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

15ページ番号4-1から23ページ番号4-39まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由を記載しております。また、ページの上から2行目に理由別件数も記載しておりますのでご覧ください。番号4-1から番号4-39まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、25ページ所有権移転各筆明細について4-1を審議いたします。事務局から説明願います。

事務局（河野主幹）

25ページ番号4-1は日下のは場整備田です。申請者は、近隣を耕作する認定農業者で規模拡大のための取得です。取得後の経営面積は774アールとなります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

次に、26ページ議案第4号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、27ページ番号1から33ページ番号20について、一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

27ページ番号1から番号3は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号4は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。28ページ番号5は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。番号6から番号10は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。29ページ番号11から番号12は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号13は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。30ページ番号14から番号16は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。31ページ番号17及び番号18は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。32ページから33ページ番号19及び番号20は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号20までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

6番（森中委員）

ちょっと聞いていいですか。賃借料支払い方法の欄に横に棒線があるのは、ゼロということですか。

事務局（宅和局長補佐）

横棒が入っているところは、ゼロということでございます。

事務局（河野主幹）

使用貸借でございます。

議長（三島委員）

他にございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

36ページから37ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、10件を受理しております。

続きまして、38ページから39ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、10件を受理しております。

続きまして、40ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、4件を受理しております。

続きまして、41ページから42ページ、(4)非農地現況証明について、8件を証明しています。

続きまして、43ページから46ページ(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、4件を非農地である旨、回答しております。

また、47ページ、鳥取地方裁判所米子支部からの農地の現況照会について、1件を転用許可済みであり、非農地である旨を回答しております。

続きまして、48ページから50ページ(6)農地転用現況確認書交付について、15件を交付しています。

議長(三島委員)

続きまして、会長より県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長(三島委員)

本日予定していました審議は以上のとおりですが、何かございますか。事務局の方から何か。

事務局(宅和局長補佐)

(事務連絡)

議長(三島委員)

これを持ちまして、第145回農地部会を終了します。ありがとうございました。

閉 会 午後3時53分